

宇治田原町
建築物耐震改修促進計画

平成28年6月

宇治田原町

宇治田原町建築物耐震改修促進計画

目 次

はじめに

宇治田原町建築物耐震改修促進計画の策定について.....	1
------------------------------	---

1. 建築物耐震化の促進に関する目標.....	2
(1) 想定される地震の規模と被害の状況.....	2
1) 想定される地震の規模.....	2
2) 想定される被害の状況.....	24
(2) 住宅の耐震化の現状と目標.....	26
1) 耐震化の現状.....	26
2) 耐震化の目標.....	27
(3) 公共建築物の耐震化の現状と目標.....	27
1) 耐震化の現状.....	27
2) 耐震化の目標.....	28
(4) 特定建築物の耐震化の目標.....	29
(5) 耐震化施策の現状と実績.....	29
2. 建築物の耐震化を進めるための取組み.....	30
(1) 住民の命を守るための幅広い施策の推進.....	30
(2) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針.....	30
(3) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策.....	30
(4) 減災化住宅の推進.....	30
(5) 安心して耐震改修を行なうことができる環境整備の取組み..	30
(6) 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組み.....	30
(7) 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する取組み.....	31
(8) 公共施設の耐震化を図るための基本的な取組方針.....	31
3. その他耐震化の促進に必要な事項.....	32
(1) 京都府との連携.....	32
(2) 計画の推進体制.....	32
(3) 各種の住宅施策との連携.....	33
(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導.....	33

資 料	33
用語の説明.....	33

宇治田原町建築物耐震改修促進計画の策定について

宇治田原町建築物耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律*」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第7項に基づき、町内の建築物の耐震診断*及び耐震改修*の促進を図るため策定するものです。

本計画は平成22年2月に策定し、平成27年3月には簡易耐震改修*の事業化に向けた改定を行いました。さらに、平成25年度に耐震改修促進法の改定がなされ、一定規模・用途の建築物に耐震診断が義務づけられるなど、建築物の耐震改修の促進に向けた取組がさらに強化されたことを受け、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針*」（平成18年国土交通省告示第184号＜平成25年最終改正＞。以下「基本方針」という。）に基づき改定するもので、宇治田原町内の建築物の地震に対する安全性の継続的な向上を目的として、耐震化の目標や施策等を定めるものです。

計画策定にあたっての背景

- ・平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの方の尊い命が奪われました。
このうち、地震による直接的な死者の約9割は、家屋・家具類等の倒壊による圧迫死であったといわれています。そして、この時に大きな被害を受けた住宅・建築物は、昭和56年5月31日以前に建築された、新耐震基準*（昭和56年6月1日施行）に適合していない住宅・建築物でした。
- ・近年、新潟県中越沖地震（平成19年）、岩手・宮城内陸地震（平成20年）などの大地震が頻発しており、平成23年には東日本大震災が発生し、大地震が“いつ” “どこで” 発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。
現在、南海トラフ地震*について発生の切迫性が指摘されており、今後30年以内の発生確率が約70%と予測されています。国の中央防災会議においても南海トラフ地震や首都圏直下地震への対策を検討しており、津波による浸水地域以外では建築物の被害が死傷者発生の主要因であることから、引き続き耐震化を推進することが必要であると指摘されています。
- ・宇治田原町でも、奈良盆地東縁断層帯をはじめ周辺に数多くの活断層*が存在しており、地震発生時には甚大な被害を受けるおそれがあります。
- ・中央防災会議では、今後地震による死者数や経済被害を減らすため、建築物の耐震改修に緊急かつ最優先に取り組むべきであると位置づけています。
- ・このように、宇治田原町における地震防災対策はまさに喫緊の課題となっており、住民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震による甚大な被害を低減させることを目標とし、本計画を策定します。

1. 建築物耐震化の促進に関する目標

(1) 想定される地震の規模と被害の状況

1) 想定される地震の規模

京都府地震被害想定調査委員会（平成20年9月1日）公表

京都府内の主な断層のうち、宇治田原町域に被害をもたらすと思われる大規模な地震について表1のとおり地震の規模を想定します。

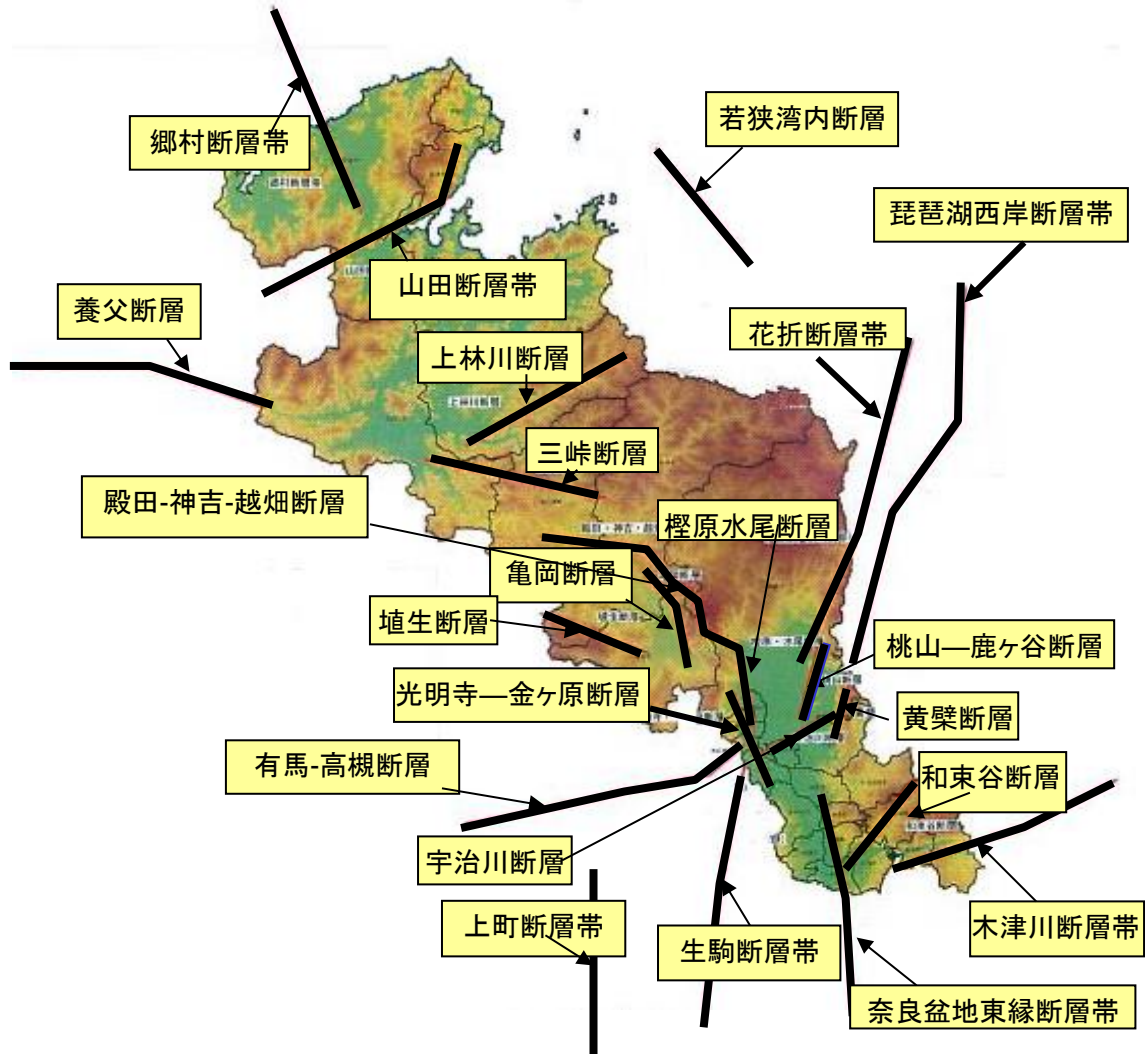
表 1

	断層/地震	断層の長さ	震度* (マグニチュード)
1	花折断層帯	46.5 km	6弱 (7.5)
2	桃山―鹿ヶ谷断層	11 km	5強 (6.6)
3	黄檗断層	10 km	6弱 (6.5)
4	奈良盆地東縁断層帯	35 km	6強* (7.5)
5	檜原―水尾断層	15 km	5強 (6.6)
6	殿田―神吉―越畑断層	31.5 km	5強 (7.2)
7	光明寺―金ヶ原断層	15 km	6強 (6.8)
8	郷村断層帯	34 km	5弱 (7.4)
9	上町断層帯	42 km	5強 (7.5)
10	生駒断層帯	38 km	6強 (7.5)
11	琵琶湖西岸断層帯	59 km	6弱 (7.7)
12	有馬―高槻断層	34 km	6弱 (7.2)
13	宇治川断層	10 km	5強 (6.5)
14	木津川断層帯	31 km	6強 (7.3)
15	埴生断層	17 km	5強 (6.9)
16	養父断層	35 km	5弱 (7.4)
17	和束谷断層	14 km	6強 (6.7)
18	東南海・南海地震*	640 km	5強 (8.5)
19	南海トラフ地震	770 km	6弱 (9.0)

(出典元：京都府地震被害想定調査、南海トラフ地震のみ内閣府のデータを基にした京都府被害想定)

京都府内の主な活断層

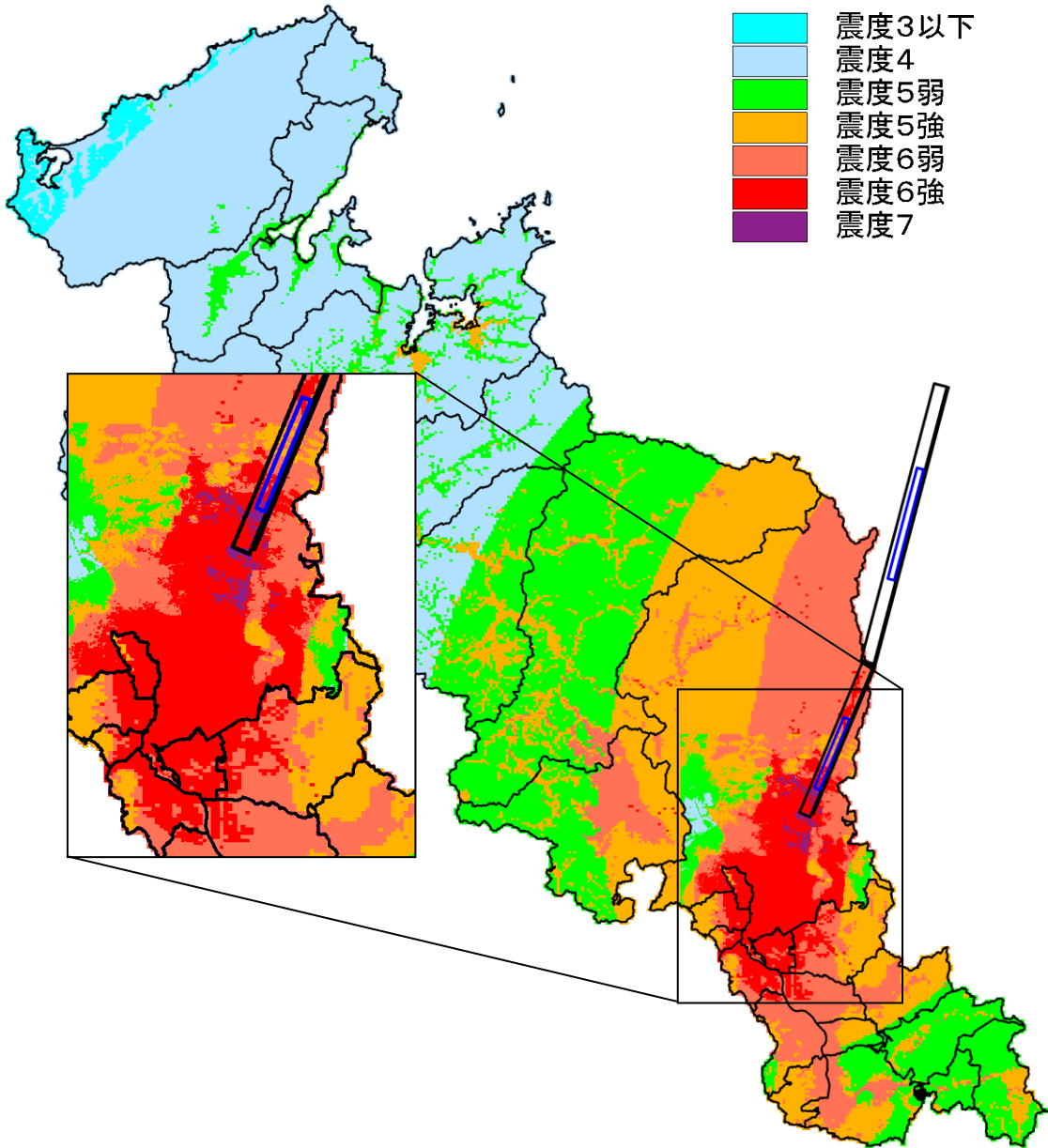
(地表のトレース)



京都府内の市町村

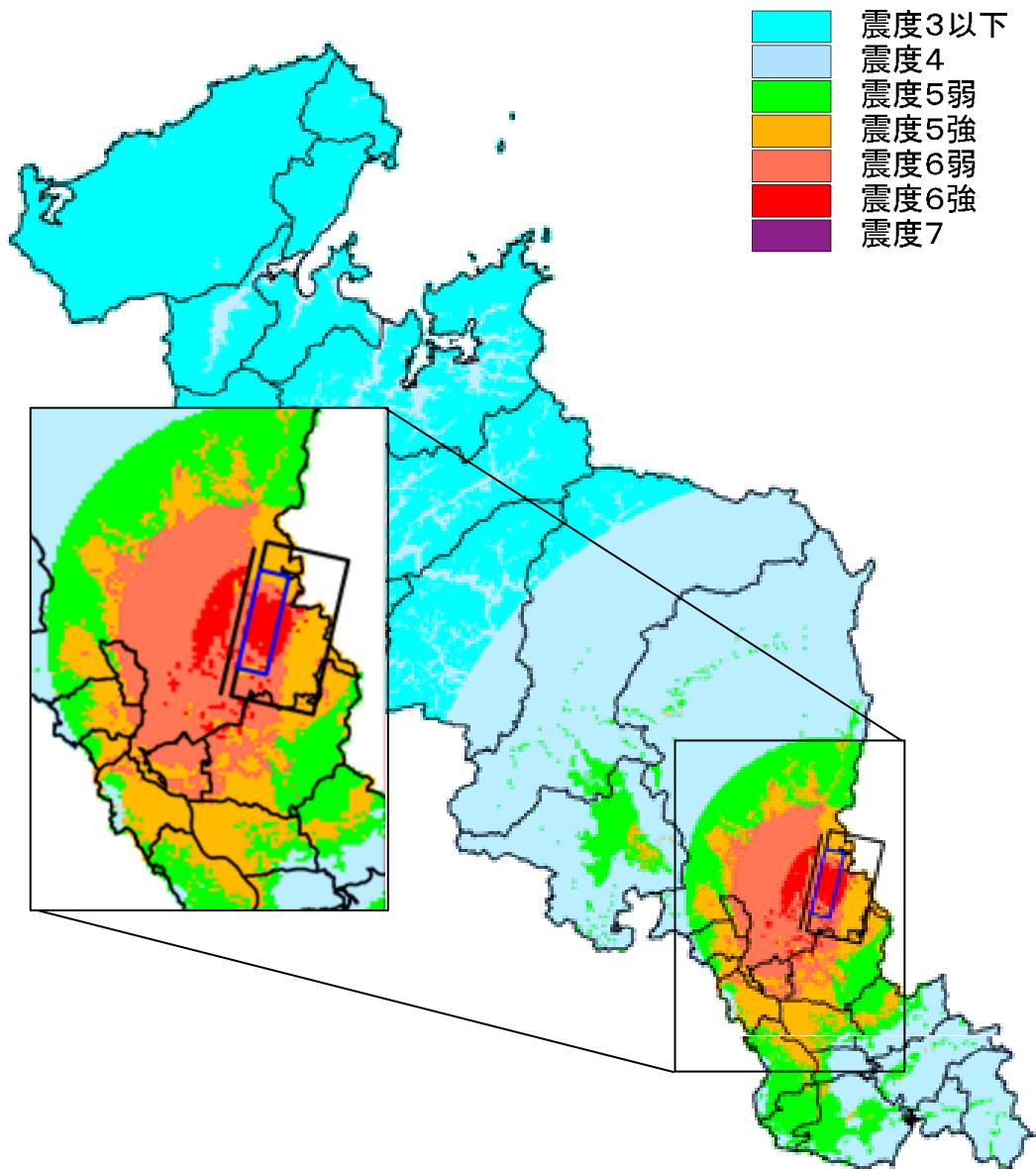


1. 花 折 断 層 帶



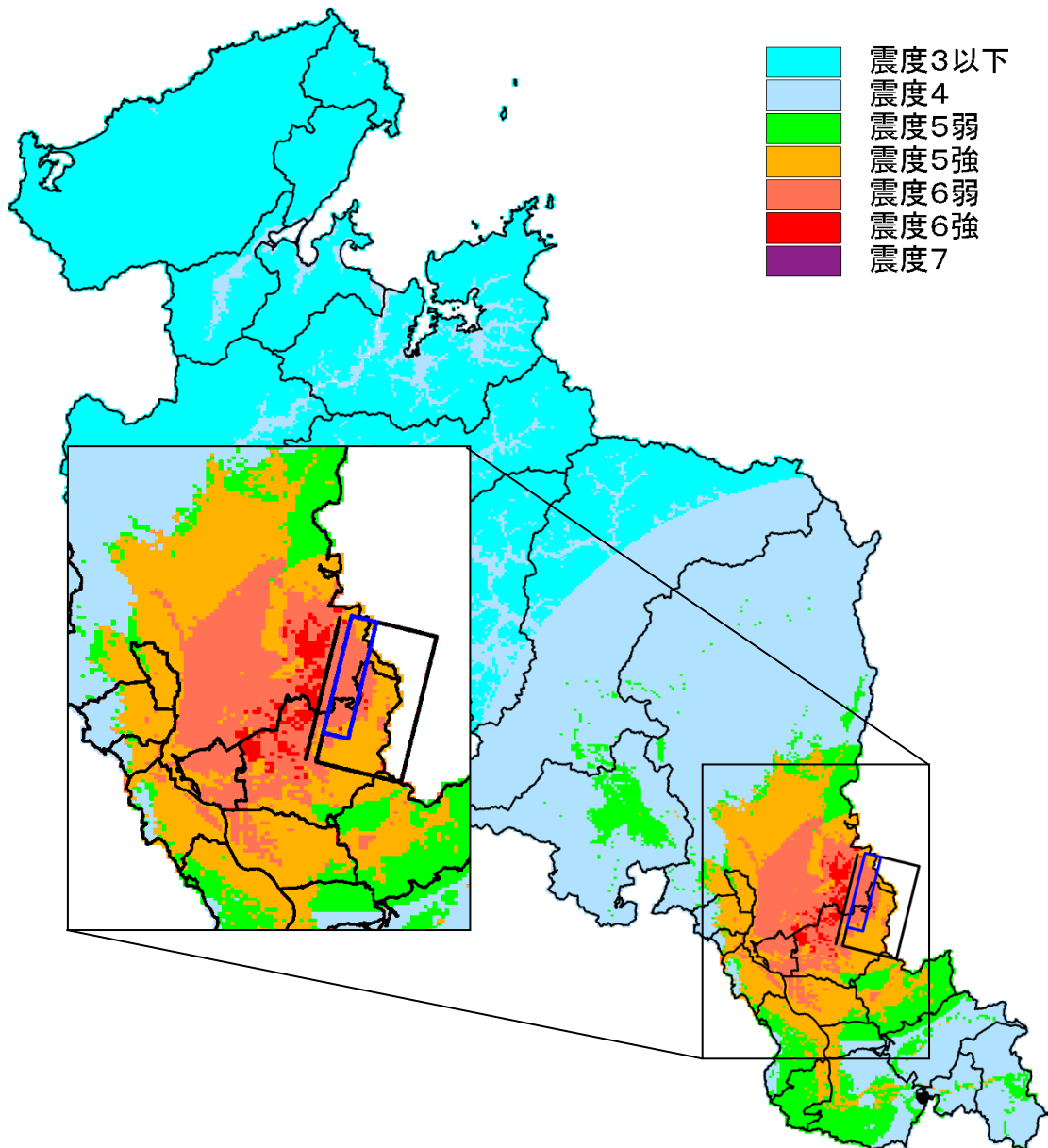
震度想定結果：花折断層帶，M=7.5

2. 桃山—鹿ヶ谷断層



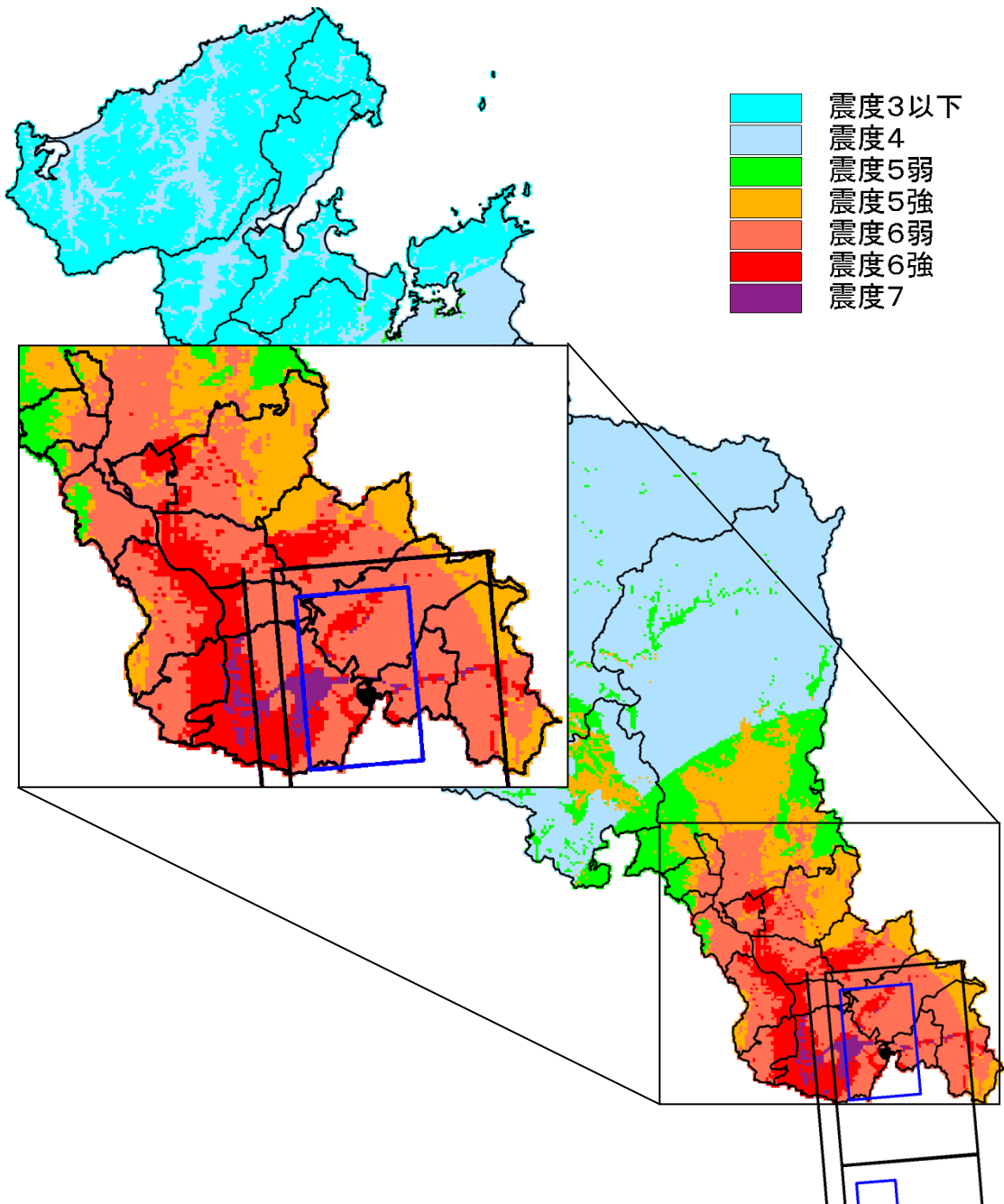
震度想定結果：桃山—鹿ヶ谷断層， M=6.6

3. 黄 檗 断 层



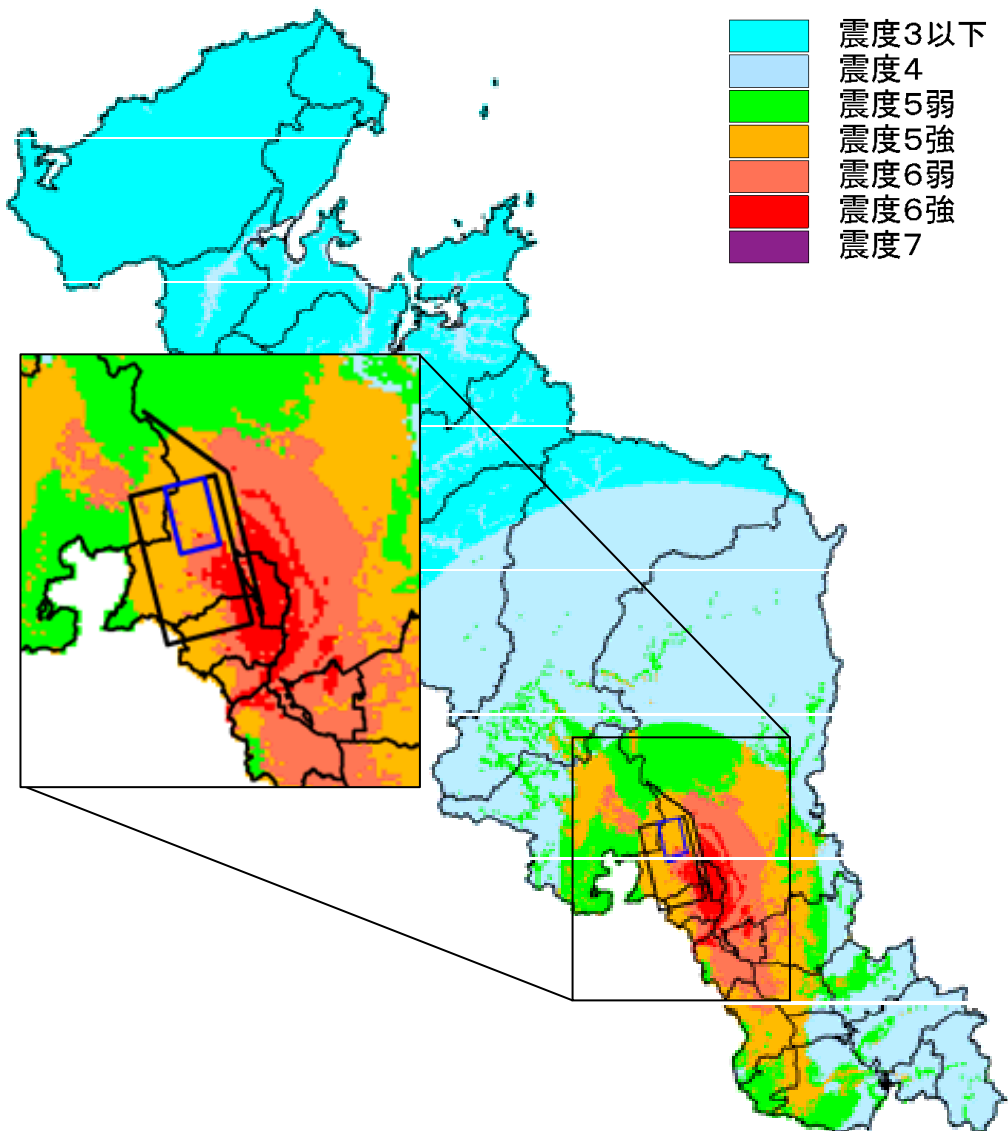
震度想定結果：黄檗断层， M=6.5

4. 奈良盆地東緣斷層帶



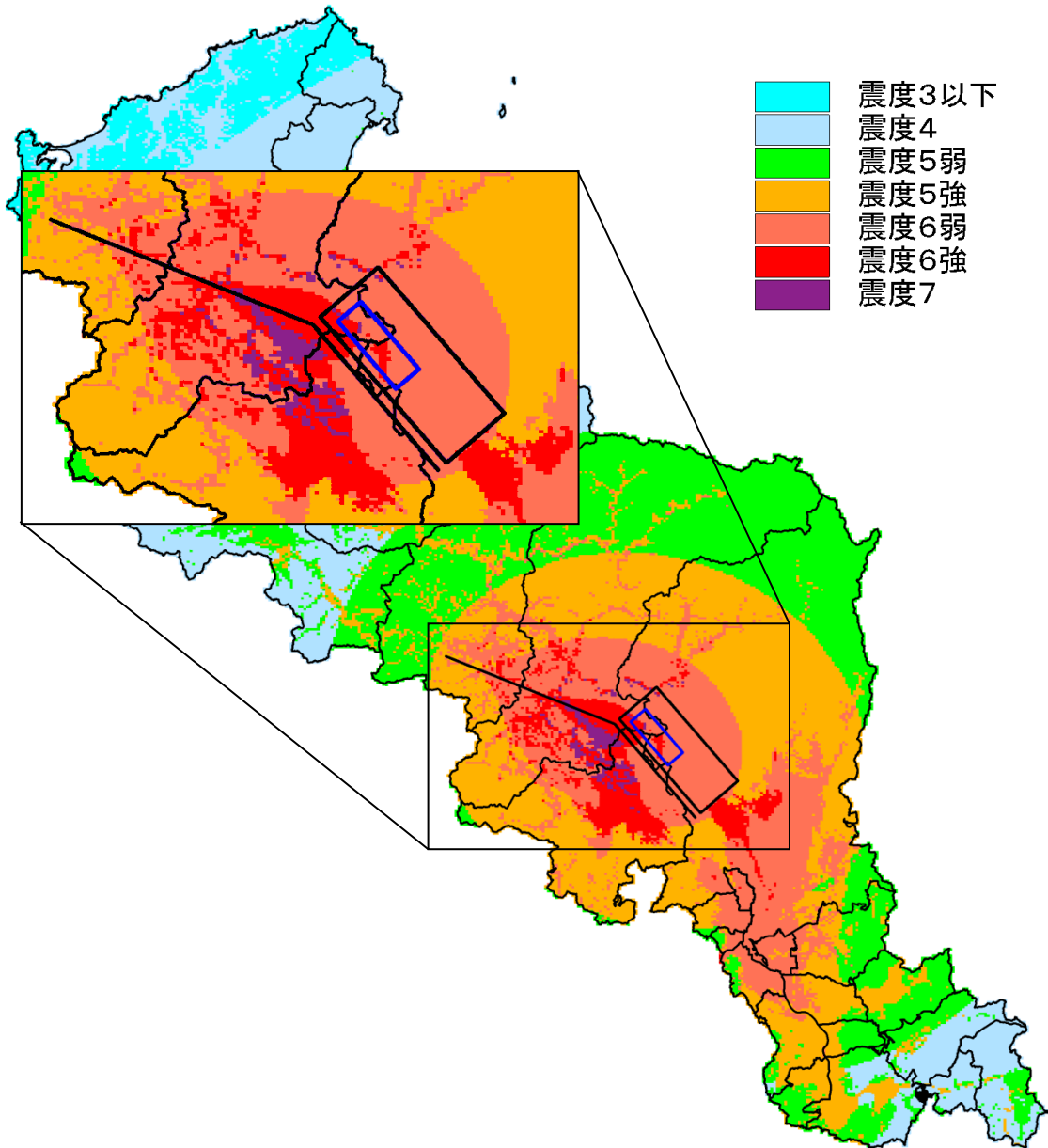
震度想定結果：奈良盆地東緣斷層帶，M=7.5

5. 檜原—水尾断層



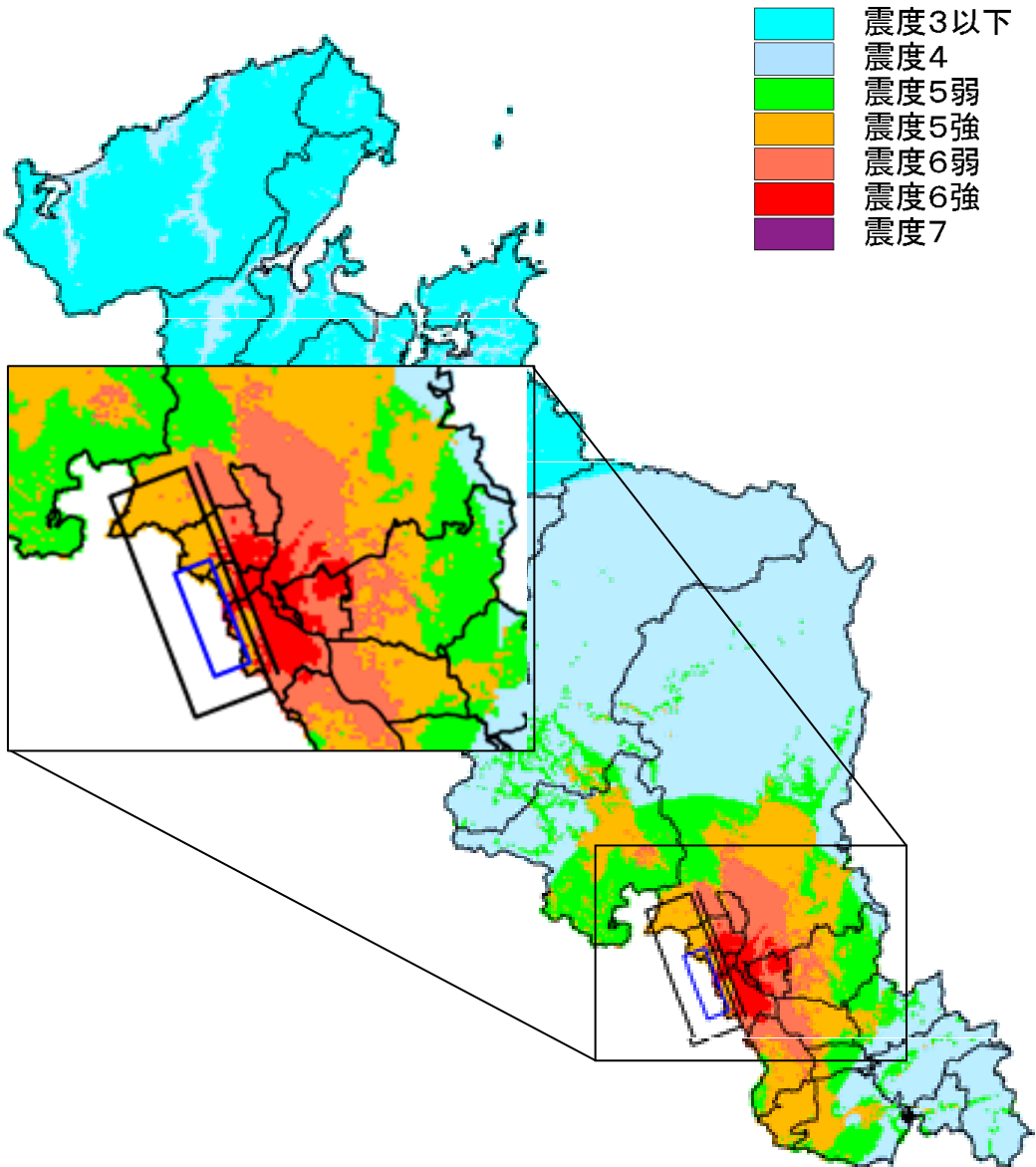
震度想定結果：檜原—水尾断層，M=6.6

6. 殿田—神吉—越畑断層



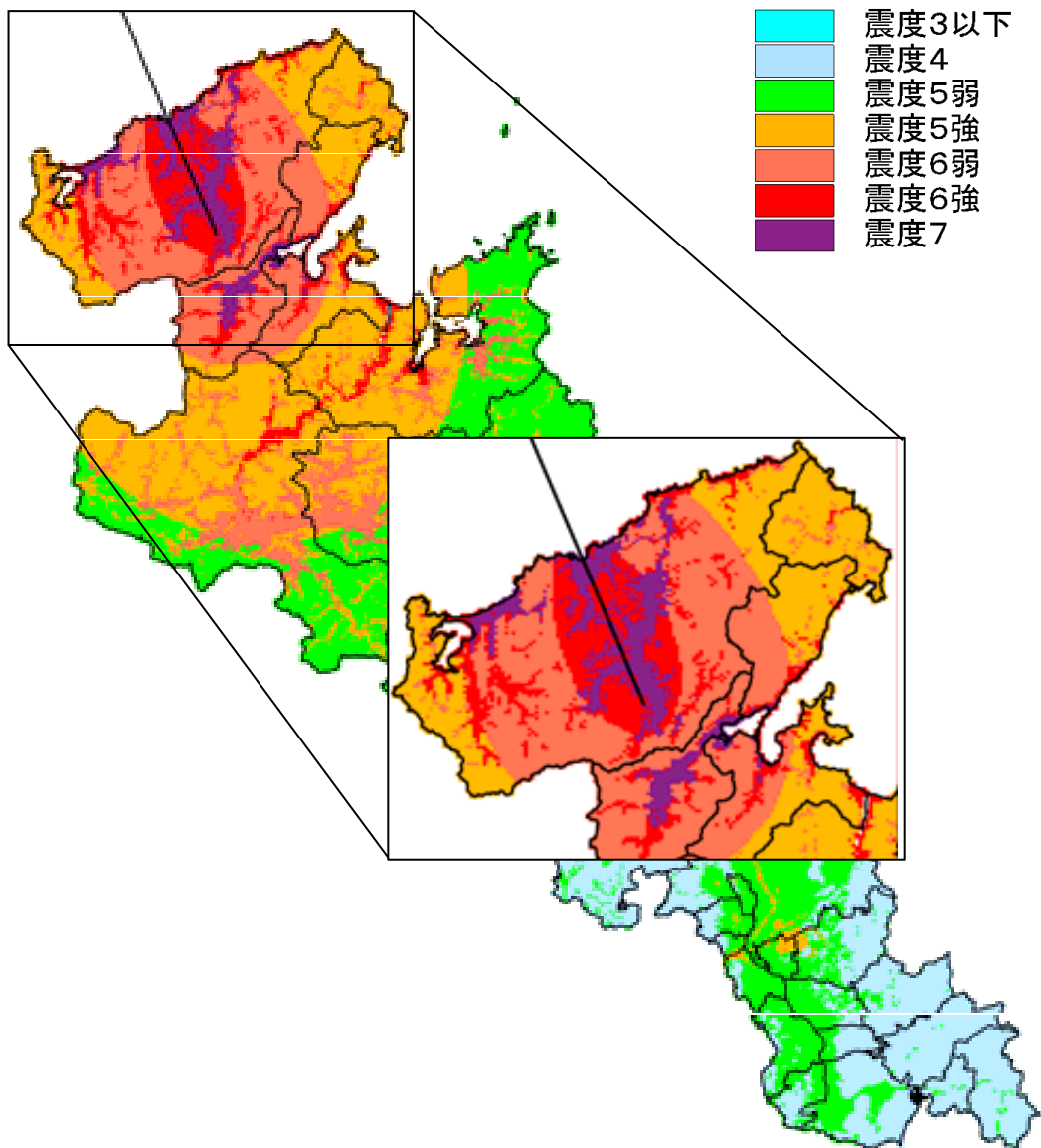
震度想定結果：殿田—神吉—越畑断層， $M=7.2$

7. 光明寺—金ヶ原断層



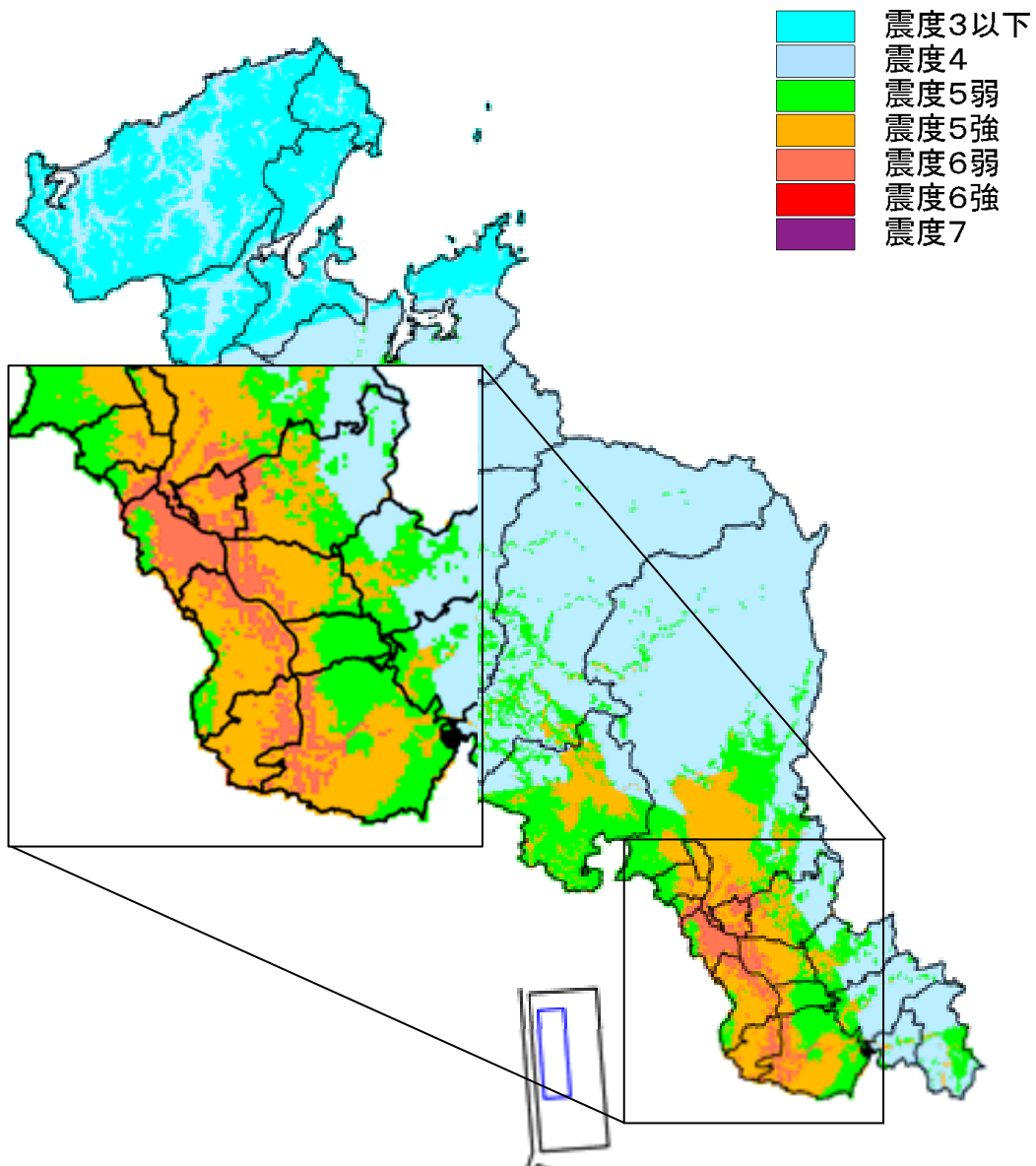
震度想定結果：光明寺—金ヶ原断層，M=6.8

8. 鄉村斷層帶



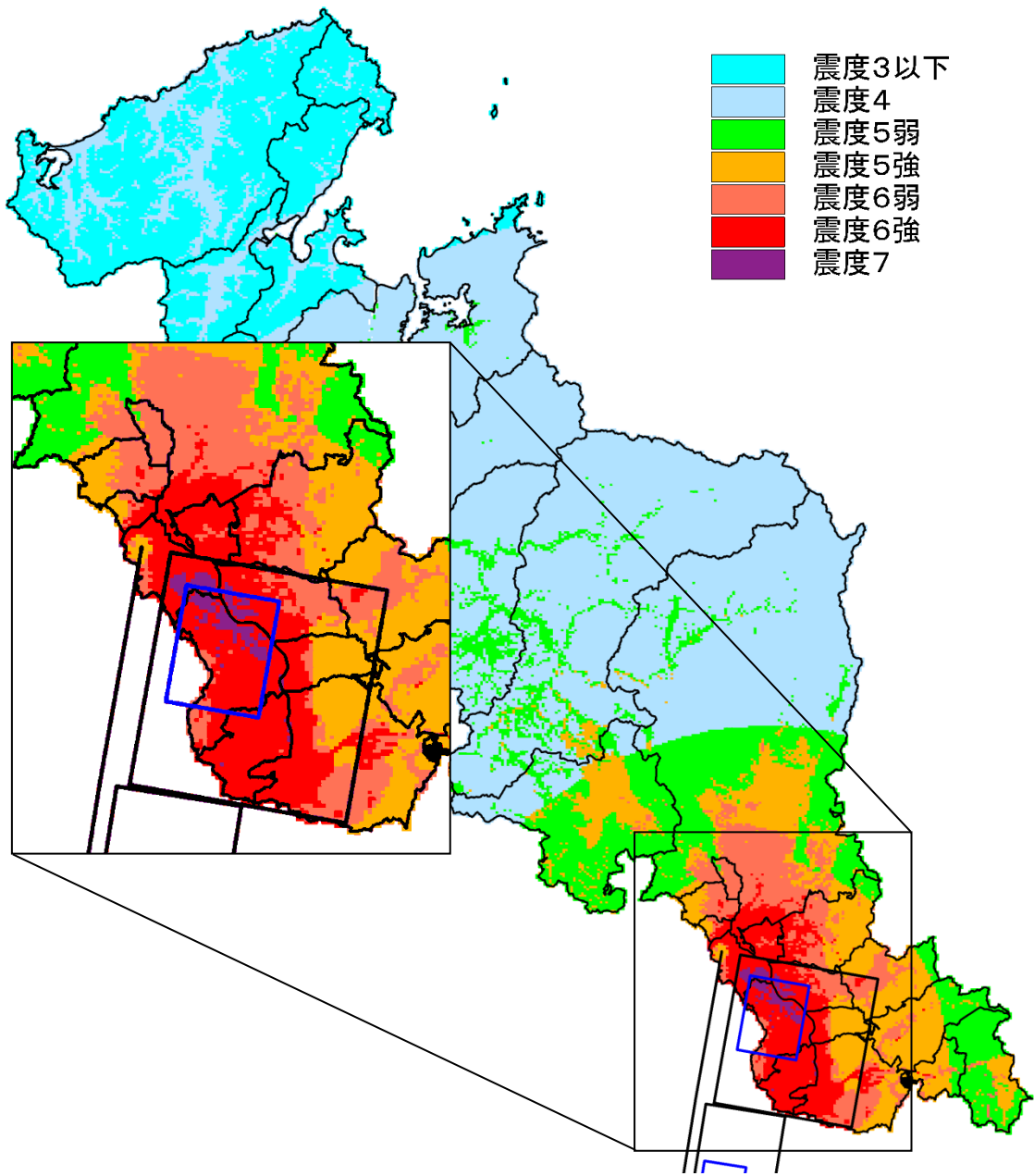
震度想定結果：鄉村斷層帶，M=7.4

9. 上町断層帯



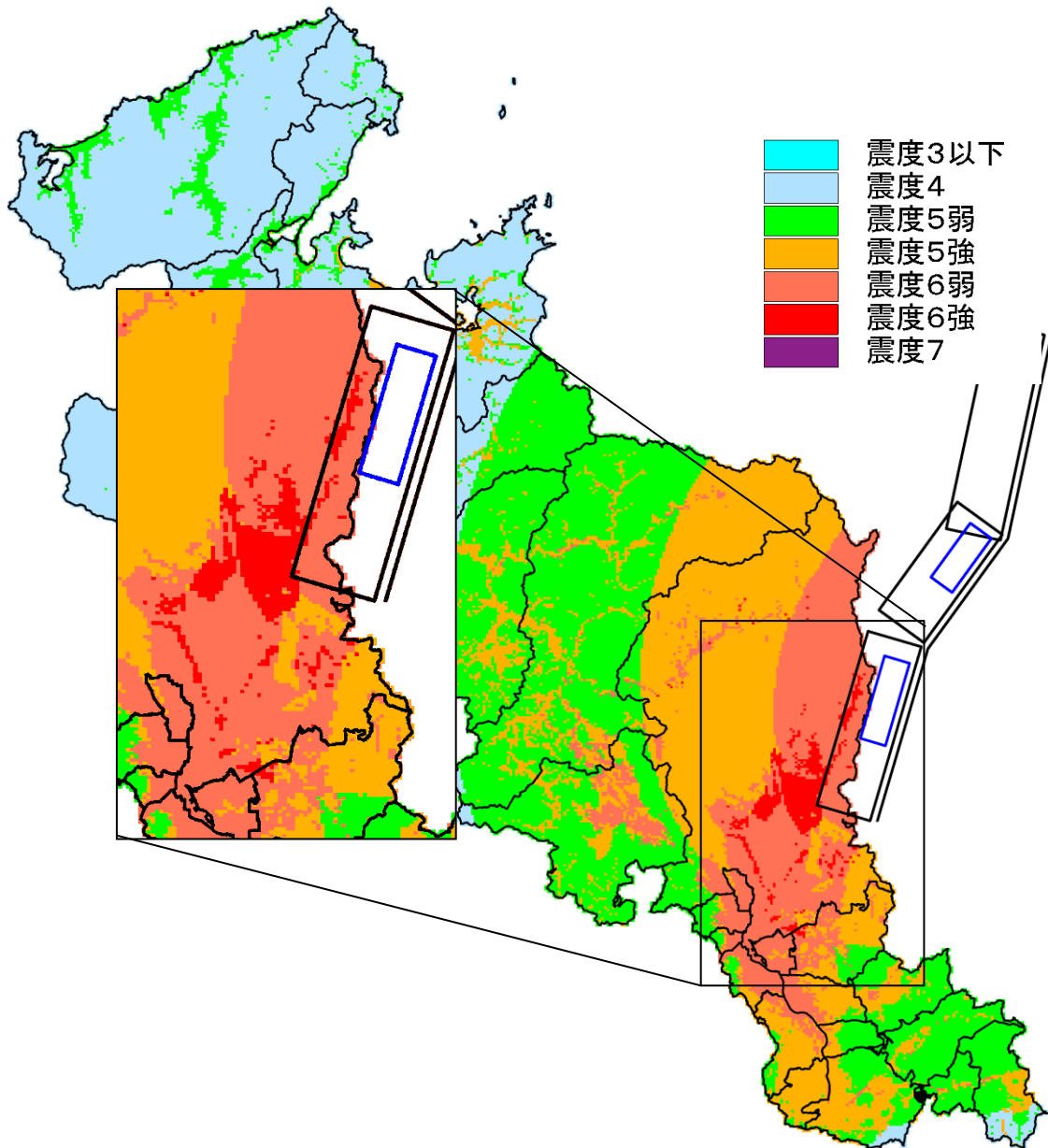
震度想定結果：上町断層帯，M=7.5

10. 生駒断層帯



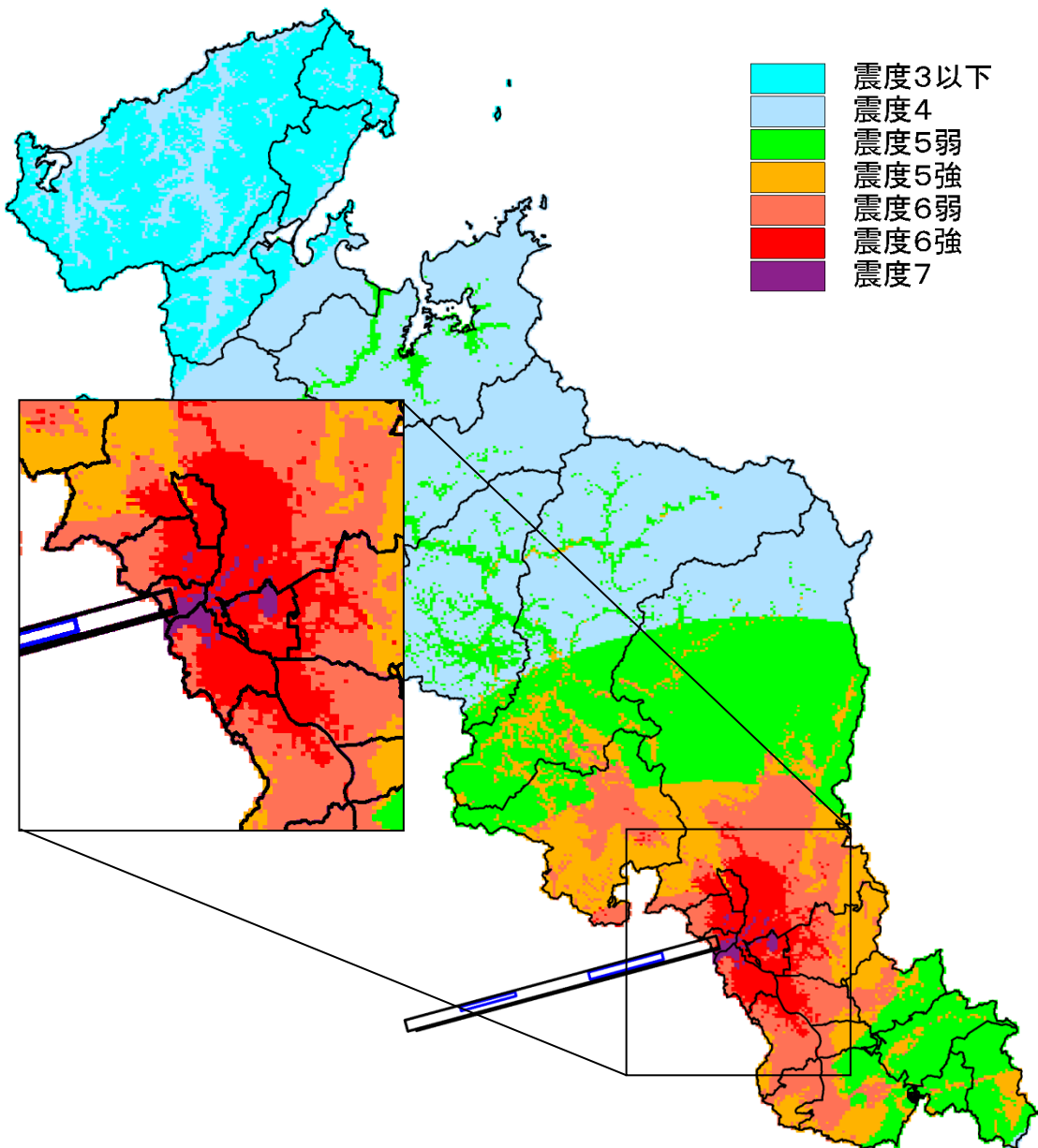
震度想定結果：生駒断層帯， M=7.5

1.1. 琵琶湖西岸断層帯



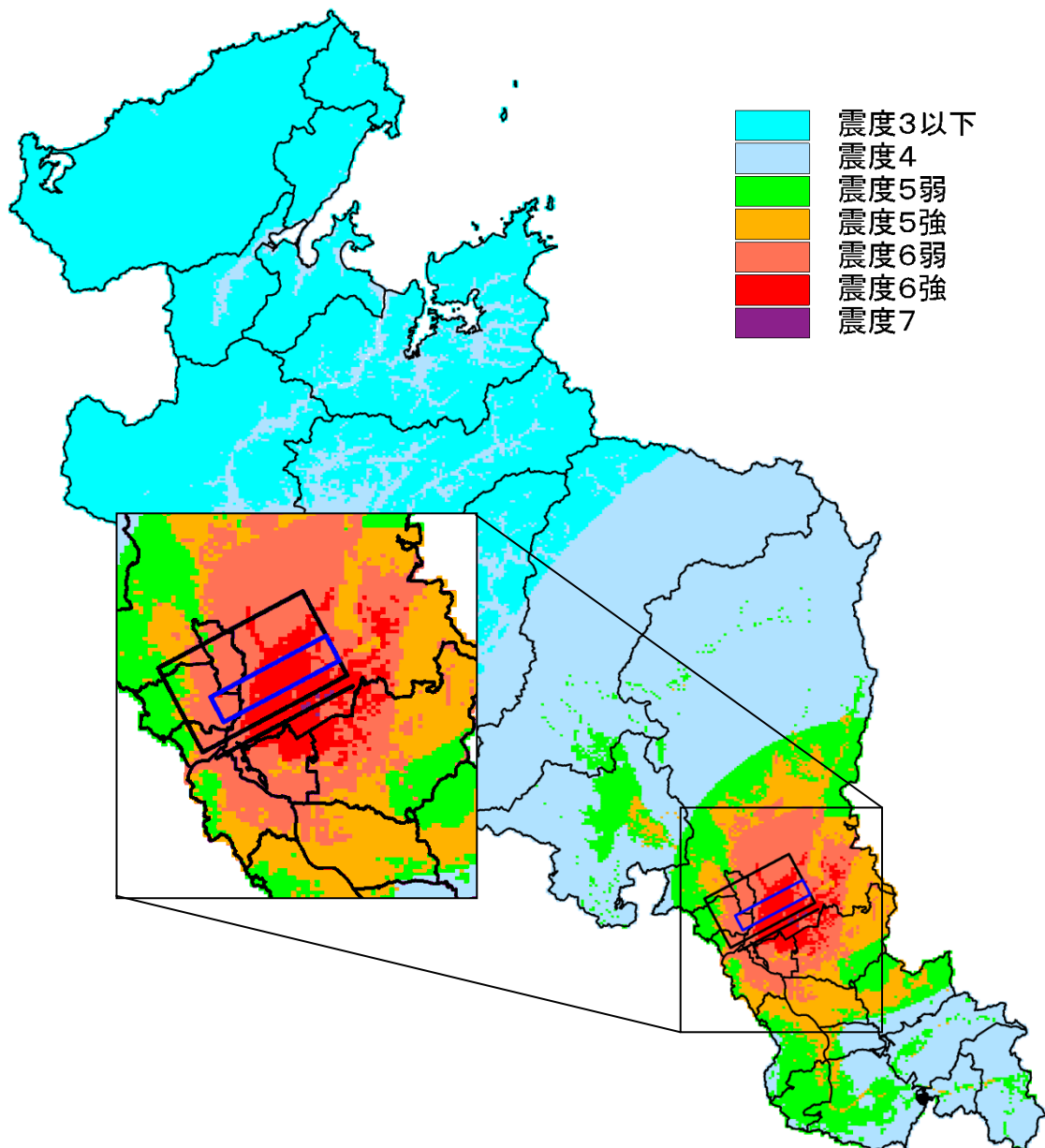
震度想定結果：琵琶湖西岸断層帯， M=7.7

1 2. 有馬—高槻断層



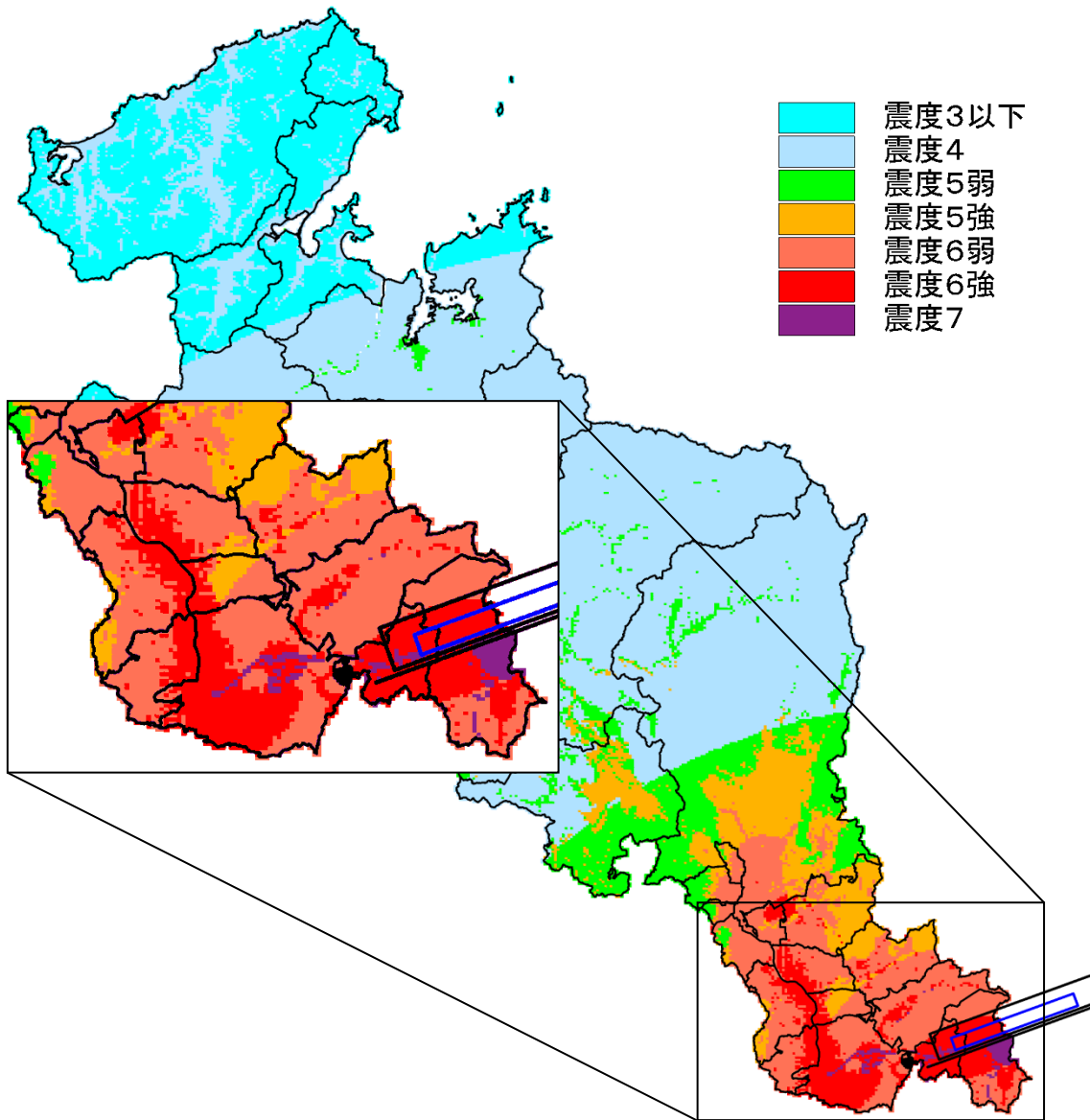
震度想定結果：有馬—高槻断層，M=7.2

1 3. 宇治川断層



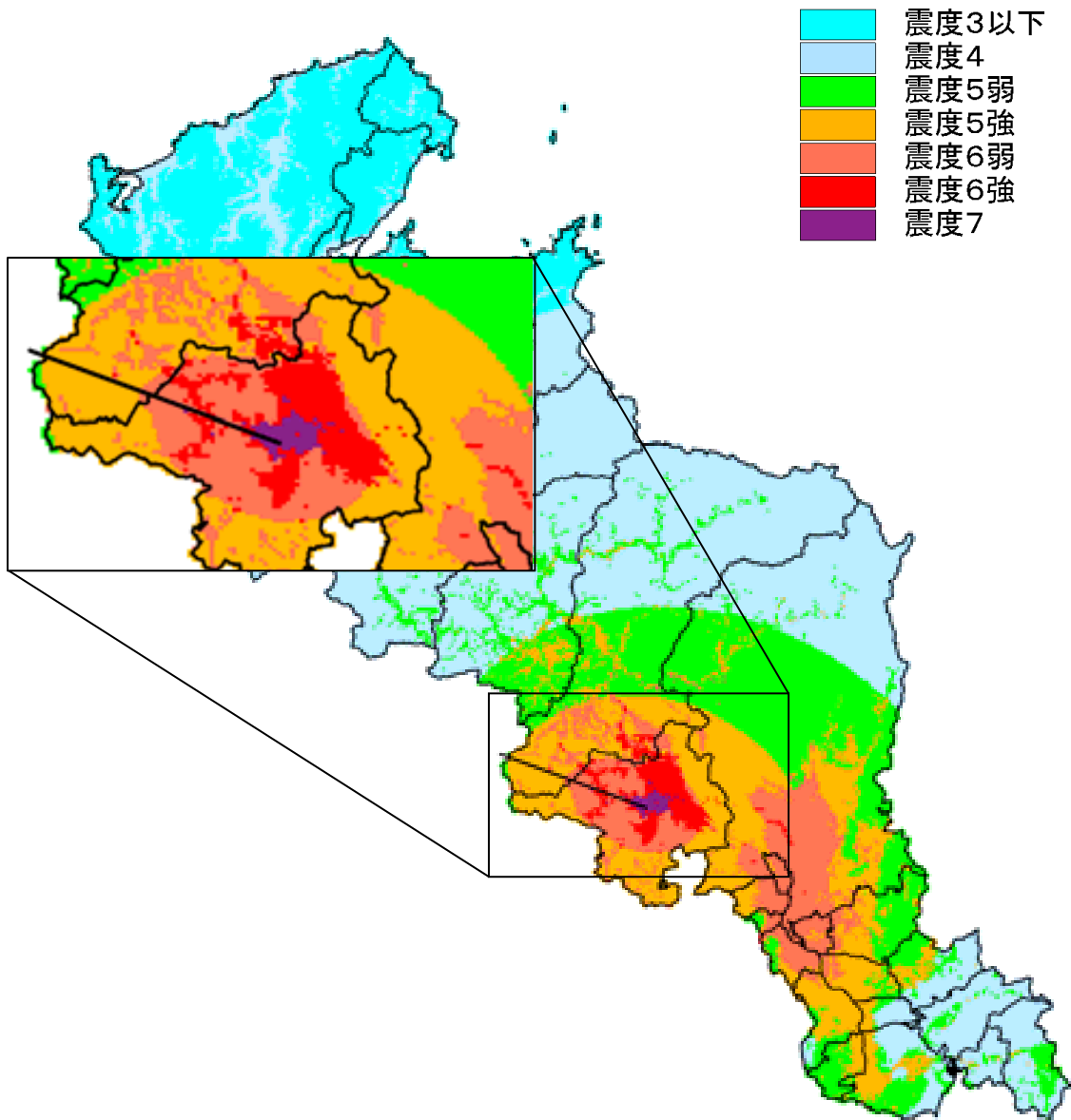
震度想定結果：宇治川断層，M=6.5

14. 木津川断層帯



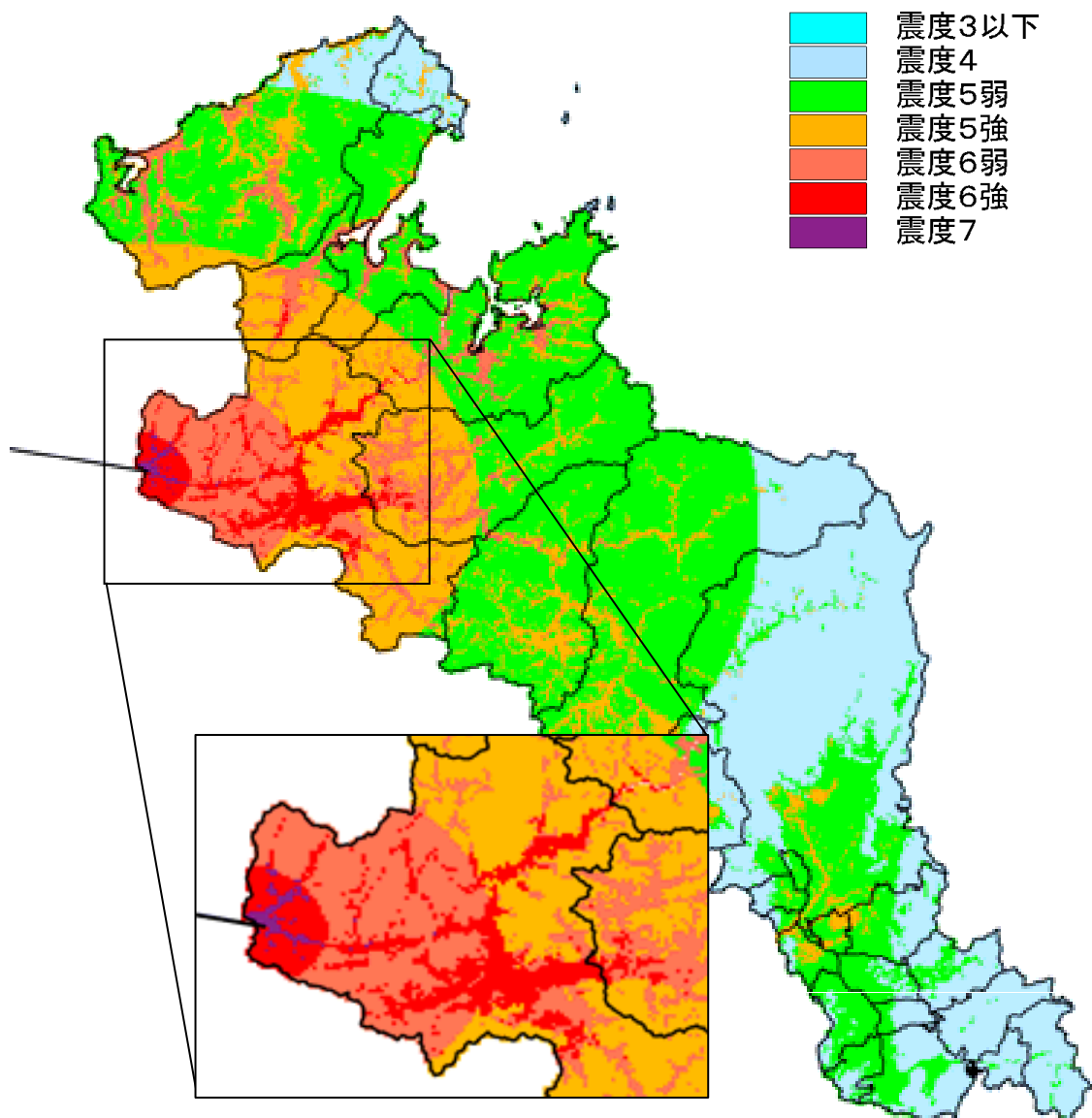
震度想定結果：木津川断層帯，M=7.3

15. 埴生断層



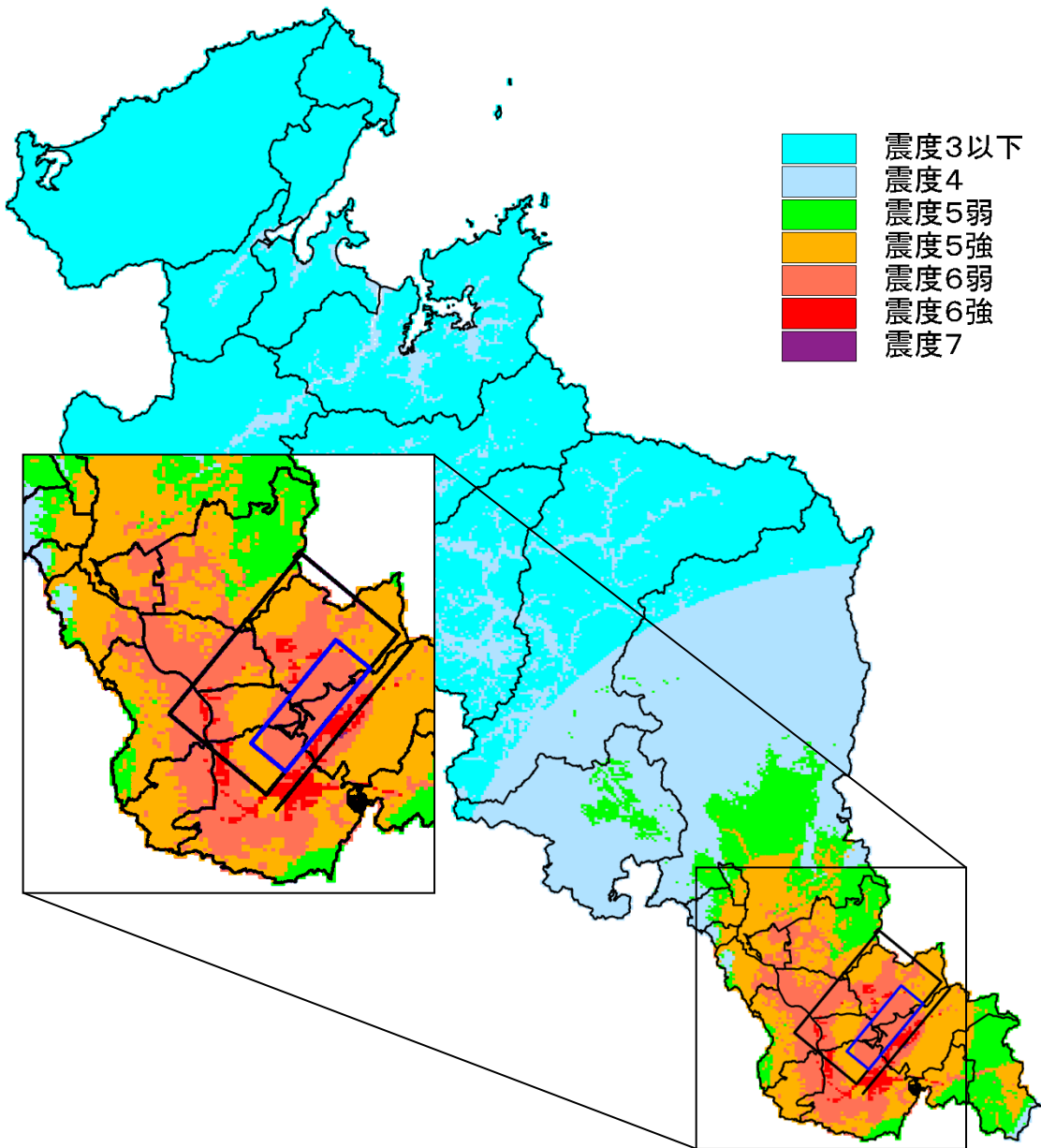
震度想定結果：埴生断層，M=6.9

16. 養父断層



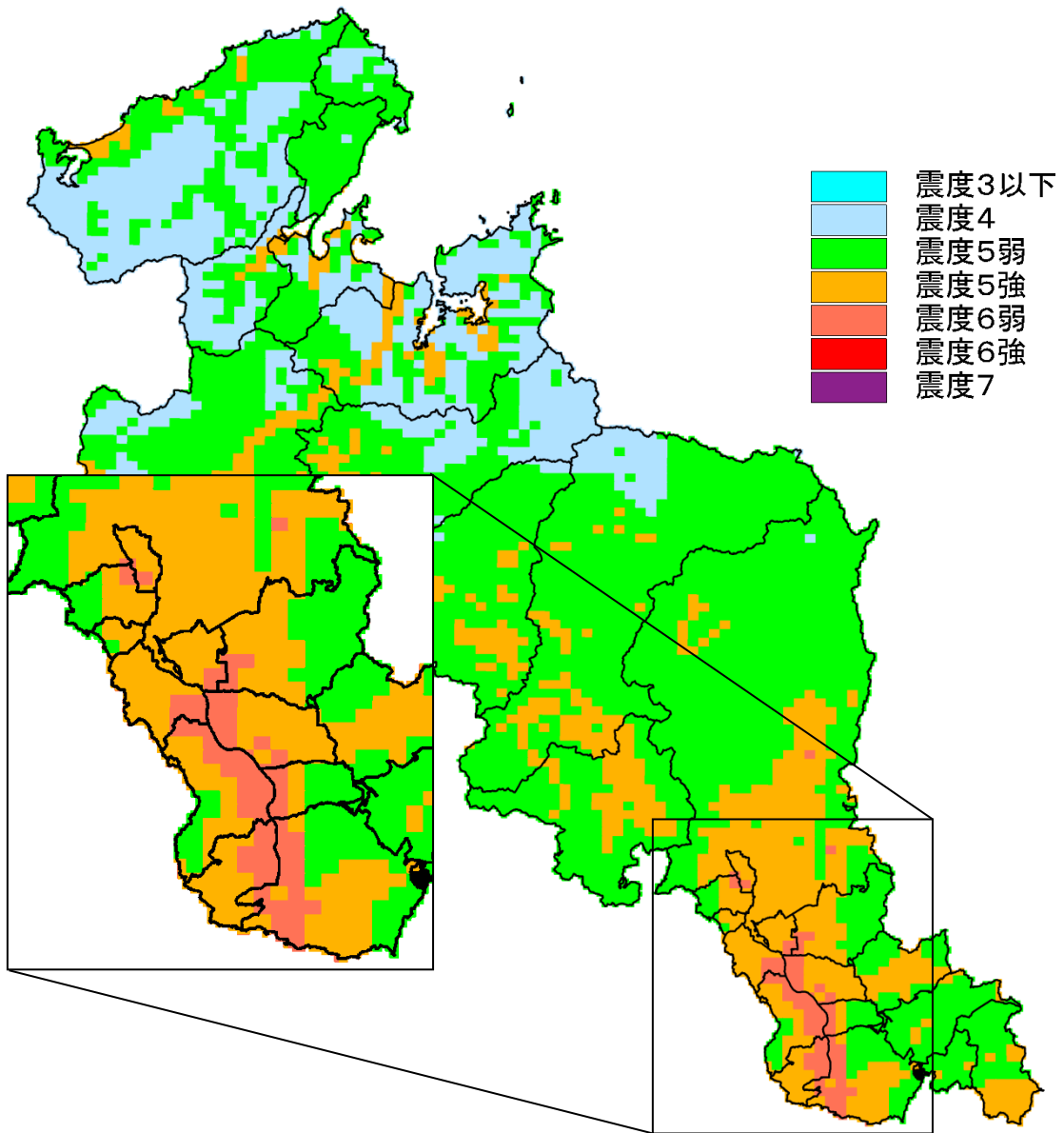
震度想定結果：養父断層，M=7.4

17. 和東谷斷層



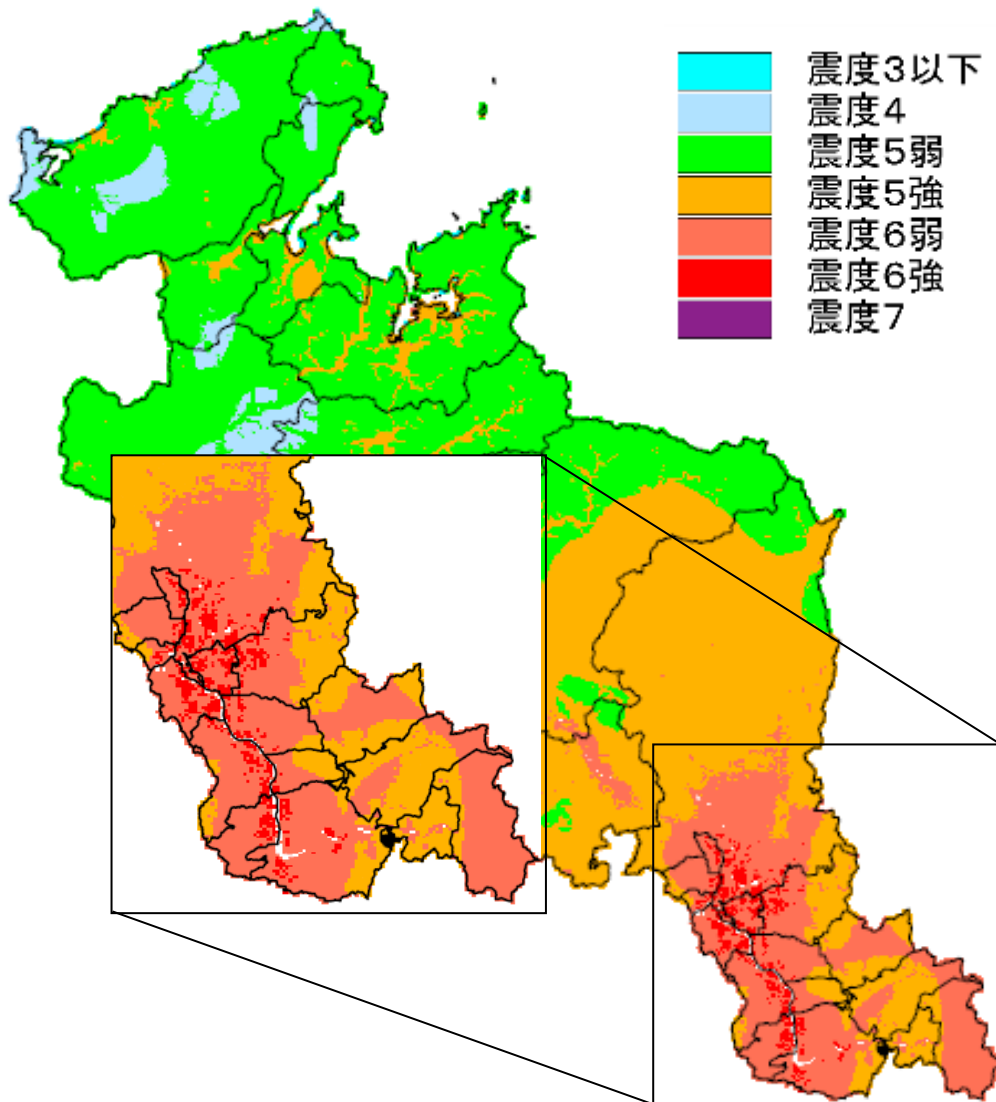
震度想定結果：和東谷斷層，M=6.7

18. 東南海・南海地震



震度想定結果：東南海・南海地震，M=8.5

19. 南海トラフ地震



震度想定結果：南海トラフ地震，M=9.0

2) 想定される被害の状況

i 人的被害

- ・表1で想定する地震が発生した場合の被害状況については、表2のとおりです。

表2

【単位：人】

人的被害 断層名/地震	死 者	負 傷 者		要救助者	短期避難者
			重傷者		
花折断層帯	20	150	20	70	2,260
桃山―鹿ヶ谷断層	-	20	-	-	460
黄檗断層	-	60		20	1,090
奈良盆地東縁断層帯	70	410	70	290	5,020
亀岡断層	-	-	-	-	20
檜原―水尾断層	-	10	-	-	240
殿田―神吉―越畑断層	-	30	-	10	700
光明寺―金ヶ原断層	-	20	-	10	460
郷村断層帯	-	-	-	-	40
上町断層帯	-	20	-	-	400
生駒断層帯	30	220	30	130	3,190
琵琶湖西岸断層帯	10	70	10	20	1,200
有馬―高槻断層	10	130	10	60	2,040
宇治川断層	-	30	-	10	670
木津川断層帯	50	340	50	210	4,170
埴生断層	-	20	-	-	480
養父断層	-	-	-	-	80
和束谷断層	40	290	40	170	3,750
東南海・南海地震	-	20	-	10	640
南海トラフ地震	-	30	-	-	

(出典元：京都府地震被害想定調査、南海トラフ地震のみ内閣府のデータを基にした京都府被害想定)

ii 建物被害

- ・表1で想定する地震が発生した場合の被害状況については、表3のとおりです。

表3

断層名/地震	建物被害 全壊*	半壊・一部半壊	焼失建物
花折断層帯	400	1,070	30
桃山―鹿ヶ谷断層	60	230	―
黄檗断層	150	560	―
奈良盆地東縁断層帯	1,430	1,790	300
亀岡断層	―	10	―
檜原―水尾断層	30	130	―
殿田―神吉―越畑断層	90	370	―
光明寺―金ヶ原断層	60	240	―
郷村断層帯	10	20	―
上町断層帯	50	210	―
生駒断層帯	670	1,360	140
琵琶湖西岸断層帯	170	620	―
有馬―高槻断層	340	970	30
宇治川断層	90	350	―
木津川断層帯	1,090	1,640	260
埴生断層	60	250	―
養父断層	10	40	―
和束谷断層	880	1,540	260
東南海・南海地震	90	350	―
南海トラフ地震	30		―

(出典元：京都府地震被害想定調査、南海トラフ地震のみ内閣府のデータを基にした京都府被害想定)

(2) 住宅の耐震化の現状と目標

1-1) 耐震化の現状（京都府域）

- ・平成25年の住宅・土地統計調査*をもとに、京都府内の住宅の耐震化率を推計すると、京都府全体で約81%であり、国の82%をやや下回るものの、ほぼ同等の水準となっています。
- ・住宅の種類別にみると、木造戸建住宅等（木造戸建住宅及び木造長屋建住宅）の耐震化率が約70%と特に低くなっており、その他の住宅（共同住宅）の耐震化率は95%となっています。

住宅の耐震化率の推計

年	H15	H20	H25	H27(推計)
京都府	74%	78%	81%	83%
国	75%	79%	82%	-

※住宅の耐震化率：

$$\frac{\text{昭和56年以降の住宅戸数} + \text{昭和56年以前のうち耐震性を有する住宅戸数}}{\text{全住宅戸数}} = \text{耐震化率}$$

※耐震性能：木造についてはIw値1.0以上、鉄骨造・鉄筋コンクリート造ではIs値0.6以上かつq値が1.0以上の場合、耐震性があるとしている。

※Iw値：木造の構造耐震指標で、建物の強さをあらわす。

※Is値：鉄骨造・鉄筋コンクリート造等の構造耐震指標で、建物の強さをあらわす。

※q値：建築物の各階の保有水平耐力に係る指標

1-2) 耐震化の現状（宇治田原町域）

- ・宇治田原町域においては、個別に住宅・土地統計調査が実施されていないため、耐震化率等の水準や住宅の種類別耐震化率は京都府の数値とします。
- ・宇治田原町における構造別・年代別住宅の棟数は、宇治田原町家屋固定資産課税台帳（平成27年1月1日現在）によると、以下のとおりです。

【住宅棟数】

	総 数	構 造			
		木 造	RC・SRC	鉄骨造	その他
～昭和55年	1,358	1,306	5	1	46
昭和56年～ (新耐震)	2,343	1,822	4	35	482
合 計	3,701	3,128	9	36	528

2) 耐震化の目標

- ・京都府では、京都府建築物耐震改修促進計画において、地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震化を含めた幅広い安全対策を促進することを踏まえた目標設定としており、目標としては、耐震化を含めた減災に関する幅広い対策を施された住宅（減災化住宅*）率を平成37年度に97%、そのうち住宅の耐震化率を平成37年度に95%としています。
- ・宇治田原町では、国・府の基本方針をふまえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を軽減させるために、住宅の耐震化を含めた減災に関する幅広い対策を実施します。目標としては、耐震化の現状と実績を勘案し、宇治田原町内の住宅の耐震化率及び減災化住宅率を90%とし、取組みを進めます。
- ・住宅の中でも、新耐震基準日以降に建築された木造住宅の割合が低いことから、木造戸建住宅の耐震化率の向上を重視しながら、住宅の耐震化促進に取り組んでいきます。

(3) 公共建築物の耐震化の現状と目標

1) 耐震化の現状

本町の公共施設の耐震化率（平成28年4月1日現在）は83.3%です。

公共施設の分類ごとの棟数及び耐震化率は次頁に示すとおりです。

宇治田原町公共施設の分類別耐震化率

分類	全棟数	S56 以前 建築の棟数	H27 末 耐震済棟数	耐震化率
社会福祉施設 宇治田原町立保育所 やすらぎ荘	2	1	2	100.0%
小学校 宇治田原小学校 田原小学校	7	2	7	100.0%
中学校 維孝館中学校	3	1	3	100.0%
庁舎 役場・浄水場	5	4	1	20.0%
公民館等 総合文化センター	1	0	1	100.0%
体育館 住民体育館	1	0	1	100.0%
診療施設 保健センター 診療所	2	0	2	100.0%
その他 奥山田ふれあい交流館	1	1	1	100.0%
消防署 宇治田原分署	1	0	1	100.0%
町営住宅	12	3	10	83.3%
給食調理場	1	0	1	100.0%
合計	36	12	30	83.3%

2) 耐震化の目標

- ・日常的に不特定多数の利用者がある公共施設は、庁舎、学校、体育館などで、災害時に救助・避難等の拠点として重要な機能を果たす施設が多いことから、「第二次京都府戦略的地震防災対策推進プラン」に基づき、今後も本町では耐震化の促進を図っていきます。
- ・本町の場合、避難所となる公共施設が耐震化率100%ですので地震に対する安全性が非常に高いといえます。

(4) 特定建築物*の耐震化の目標

町内の特定建築物について調査を行い、特定建築物の用途や立地条件を踏まえ、効率的・効果的な耐震化を図っていきます。

(5) 耐震化施策の現状と実績

宇治田原町においては、災害に強い安全で快適な住環境づくりの一環として、以下のような既存建築物に対する耐震化促進の施策を国・府とともに実施しています。

①宇治田原町木造住宅耐震診断士派遣事業

- ・平成18年度より「宇治田原町木造住宅耐震診断士派遣事業」として、宇治田原町内の木造住宅で要件を満たし診断を希望される住民に対し、京都府に登録された京都府木造住宅耐震診断士を派遣し、その診断に係る費用の一部を助成しました。

・耐震診断事業の実績

平成18年度	平成19年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
2戸	2戸	8戸	3戸	4戸	5戸

②地震に強い安心安全なまちづくり出前講座*

- ・次世代を担う小中学生に地震防災や耐震改修等に関する意識の向上を図るため、京都府と町で「出前講座」を実施しています。

2. 建築物の耐震化を進めるための取組み

(1) 住民の命を守るための幅広い施策の推進

地震から住民の命を守るため、住宅における地震被害の軽減に向けた総合的な取り組みを進めます。

(2) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化を図るには、建物の所有者等が耐震化に向け理解し、自発的・主体的に取り組むことが不可欠です。町としては、所有者等が耐震診断及び耐震改修を促進するための環境づくりや、負担軽減の施策を講じます。

また、耐震化を進めるため積極的に啓発を行い、屋根の軽量化等で耐震化を図る簡易耐震改修についても取り組みます。

(3) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に取り組むとともに、国・府の実施する耐震診断・耐震改修等の助成制度を活用しながら、木造住宅の耐震化を「宇治田原町木造住宅耐震診断士派遣事業」、「宇治田原町木造住宅耐震改修事業」を行うことにより図ります。

(4) 減災化住宅の推進

地震時に住民の命を守ることを最優先とし、耐震改修工事に係る費用、住宅の構造や形態等により耐震化を図ることが困難な住宅においても、耐震シェルター*等の地震に対する安全性を向上する取り組みを支援する施策を広く実施し、減災化住宅を推進します。

(5) 安心して耐震改修を行うことができる環境整備の取組み

住民が安心して耐震診断等の依頼ができるように、京都府木造住宅耐震診断士として登録された「診断士」の派遣を行ってきました。

今後も、耐震診断及び耐震改修の重要性を周知するための情報提供を積極的に行い、安心して住宅の耐震診断及び耐震改修が行える環境整備に努めます。

(6) 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組み

宇治田原町地域防災計画「震災対策編」災害予防計画に基づき、啓発及び普及に努めます。啓発及び普及の計画内容を下記に示します。

- ・ 町職員に対する防災教育
- ・ 住民に対する防災知識の普及
- ・ 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及
- ・ 事業所に対する防災知識の普及
- ・ 防災週間の周知徹底

(7) 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する取組み

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化と併せて工作物等の倒壊防止・落下防止の対策が必要です。

具体的には、宇治田原町地域防災計画「震災対策編」災害予防計画に基づき、ブロック塀については実態を調査し、生け垣・フェンス等への改修、指導を行うとともに、危険回避のための広報を行ないます。

転倒物・落下物対策として、防災関係機関と連携し住民や建築物管理者に対して、転倒物及び落下物防止のための指導、取締り、広報を強化徹底します。

(8) 公共施設の耐震化を図るための基本的な取組方針

公共施設については、統廃合も視野に入れた整備計画を立て順次耐震化を実施していきます。

3. その他耐震化の促進に必要な事項

(1) 京都府との連携

計画の推進にあたり、所管行政庁である京都府と十分な連絡調整を行い、連携しながら効果的な指導や対策を行っていきます。

(2) 計画の推進体制

京都府及び関係団体等で組織される、「京都府住宅耐震化促進連絡会議」を活用し、耐震化促進に向けた広報、意識啓発活動等に取り組みます。

(3) 各種の住宅施策との連携

空家の活用、木材利用、子育て支援、バリアフリー対策等の施策と連携し、住宅の改修を行う際には合わせて耐震化を行うよう啓発するなど、様々な施策と幅広く連携し、耐震化を促進します。

(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導

増改築やリフォームに合わせて耐震改修を行うことにより、工事費用や手間が軽減されることを広く周知し、リフォームに合わせた耐震改修を促進するよう努めます。

特に水回り等住宅設備のリフォームやバリアフリー化、断熱化等さまざまな改修の機会に合わせて耐震改修が広く認知され、実施されるよう、リフォーム事業者と連携を進めます。

資料

用語の説明

カ行

【活断層】

地下の固い岩の層にある割れ目が壊れてずれる現象を「断層」活動といい、そのずれた衝撃が震動として地面に伝わったものが地震となる。そして「断層」のうち、特に数十万年前以降に繰り返し活動し、将来も活動すると考えられる断層のことを「活断層」と呼んでいる。

【簡易耐震改修】

京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱に規定する、屋根を軽量化すること等の簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの。

【減災化住宅】

地震時に府民の命を守ることを最優先として、「京都府建築物耐震改修促進計画」に設定しているもので、耐震化を含め、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレーカーや家具の転倒防止等住宅の減災に関する幅広い対策を施された住宅

【建築物の耐震改修の促進に関する法律】

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年10月27日に公布された。この中で、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。

さらに、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、大規模地震に備えて住宅や学校、病院などの建築物の耐震診断・改修を早急に進めるため、建築物耐震改修促進計画の作成が都道府県に義務付けられ、平成25年11月25日の改正では、一定規模・用途の建築物に耐震診断が義務づけられるなど、建築物の耐震改修の促進に向けた取組がさらに強化された。

市町村には、都道府県計画に基づく計画を策定する努力義務が設けられている。

【建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針】

大地震はいつどこで発生してもおかしくないとの認識が広がっているなか、建築物の耐震改修を効果的かつ効率的に実施することが求められている。このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成18年1月26日に基本的な方針が定められた。

サ行

【住宅・土地統計調査】

国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の住居状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目標に、総務省統計局が5年ごとに実施している。

【新耐震基準】

昭和53年の宮城県沖地震の後、耐震基準*が抜本的に見直され、昭和56年6月1日に建築基準法及び同法施行令の大改正が行われた。

新基準では、中規模地震（震度5程度）においては、建築物の水平変位量を仕上げ・設備に損害を与えない程度にコントロールし、構造体を軽微な損傷にとどめること、また、大規模地震（震度6～7）においては、中規模地震の倍程度の変位は許容するが、建築物の倒壊を防ぎ圧死者を出さないことを目標としている。

【震度】

地表で感じた地震の揺れの強さを表す尺度。

【震度6強】

立っていることができず、はわないと動くことができないような状態になる。

周囲は、固定していない家具のほとんどが移動、転倒する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。

【全壊】

建築物が滅失したもので、具体的には建築物の損壊した部分の床面積がその建築物の延床面積の70%以上に達したものの、又は建築物の主要構造部の被害額がその建築物の時価の50%以上に達したものをいう。

タ行

【耐震改修】

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は整備（擁壁の補強など）を行うこと。

【耐震基準】

建築物を設計する際に、地震力に耐えられるような強度を保つため、建築基準法及び建築基準法施行令などの法令により定められた基準。

【耐震シェルター】

住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間（シェルター）を作り、地震時に命を守り安全を確保するもの。

【耐震診断】

建築物が地震に対してどの程度被害を受けるのかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価すること。

【出前講座】

府や町の業務の中で、住民や児童・生徒が聞きたい、知りたい概要を職員などが講師となって現地へ出向き説明すること。

【東南海・南海地震】

「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震のことをいう。

「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震のこと。

東南海・南海地震はこれまで過去に 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されている。

【特定建築物】

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物。

また、危険物の貯蔵場、処理場となっている建築物や、地震により倒壊し緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある建築物のこと。

【南海トラフ地震】

日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード(M) 9級の巨大地震。南海トラフとは、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000メートル級の海底の溝(トラフ)で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にある。総延長は約770キロメートル。